

府子本第 761 号
2 文科初第 643 号
子発 0730 第 2 号
令和 2 年 7 月 30 日

[最終改正] 府子本第 968 号
4 文科初第 1553 号
子発 1107 第 3 号
令和 4 年 11 月 7 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別紙 1 から別紙 9 までにおいて「別に定める」こととしている処遇改善等加算Ⅰ（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）（以下「加算Ⅰ」という。）、処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）及び処遇改善等加算Ⅲ（以下「加算Ⅲ」という。）（以下「処遇改善等加算」と総称する。）に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。

本通知では、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村（特別区を含む。以下同じ。）への権限委譲や加算Ⅱの配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議取りまとめ）を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。

また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年 12 月 20 日会計検査院報告）を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を

除くことについて明確化を図っている。

各都道府県知事におかれては、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）は廃止する。

記

第1 目的・対象

1 目的

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額（以下「公定価格」という。）において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（加算Ⅰの基礎分）、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用（加算Ⅰの賃金改善要件分）、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用（加算Ⅱ）及び職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用（加算Ⅲ）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。

2 加算対象施設・事業所

特定教育・保育施設（都道府県又は市町村が設置するものを除く。）及び特定地域型保育事業所（加算Ⅰ及び加算Ⅱにあっては都道府県又は市町村が運営するものを除く。）とすること。

第2 加算の認定に関する事務

1 加算の認定

(1) 加算Ⅰ及び加算Ⅱの認定に関する事務は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

ア 指定都市、中核市及び特定市町村（都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。）（以下「指定都市等」という。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

イ 一般市町村（指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者へ通知することとする。

(2) 加算Ⅲの認定に関する事務は、施設・事業所を管轄する市町村の長が加算の認

定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

2 加算申請書の提出時期

(1) 加算Ⅰ及び加算Ⅱに関する加算申請書の提出については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

ア 指定都市等が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。

イ 一般市町村が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

(2) 加算Ⅲに関する加算申請書の提出については、施設・事業所の設置者・事業者は、市町村の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村の長に提出すること。

第3 加算額に係る使途

1 基本的な考え方

加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職金^(注)及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。

また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定（以下「増額改定」という。）分に係る支給額についても、同様であること。

(注) 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

2 賃金の改善の方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと^(注)を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。

(注) 3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲに係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行

うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。

加算Ⅱに係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

3 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲ（（令和4年度までの間は、加算Ⅱを含む。）に係る加算額については、その一部（加算Ⅱにあつては、加算見込額の20%（10円未満の端数切り捨て）を上限とする。）を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所^{（注）}における賃金の改善に充てることができること。

（注） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。

4 加算残額の取扱い

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲについて、加算当年度（加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。）の終了後、第4の2(3)又は(4)、第5の2(3)又は(4)及び第6の2(2)による算定の結果、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、その翌年度内に速やかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

なお、第2の1により加算の認定を行った地方自治体は、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。

第4 加算Ⅰの要件

1 加算率

加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分の割合に、賃金改善要件分の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合。賃金改善要件分の要件に適合しない場合は、0%。）を加えて得た割合とする（加算率については、以下の加算率区分表を参照。）。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上 11年未満	12%	6%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

「職員1人当たりの平均経験年数」は、その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（次に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てとする。）とする（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たりの平均経験年数を算定すること。）。なお、勤続年月数の確認に当たっては、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等から推認する取扱いも可能である。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げるもの
 - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設
 - イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設
 - ウ 企業主導型保育施設
 - エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
 - オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が(1)の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設

(6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

また、「職員 1 人当たりの平均経験年数」の算定は、加算当年度の 4 月 1 日（当該年度の途中において支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認（以下「支援法による確認」という。）を受けた施設・事業所にあつては、支援法による確認を受けた日）時点で行うこと。

2 賃金改善要件

（加算認定に係る要件）

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式 5「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

また、一般市町村が管轄する施設・事業所であつて、加算Ⅲの申請を行うものは、別紙様式 5 の添付資料として、別紙様式 9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の写しを添付すること。

(1) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅰ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。

i 加算前年度（加算当年度の前年度をいう。以下同じ。）に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により基準年度に比して増加する場合（当該加算率の増加のない施設・事業所において、当該加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）

ii 新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の 4 月から翌年 3 月まで（加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月からその後の最初の 3 月まで）をいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、各職員について「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、各職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の〈算式〉により算定することを標準とする。

〈算式〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る第 5 の 2 (1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第 6 の 2 に定める加算Ⅲによる賃金の改善見込額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を

除く。)のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{*1}（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準年度の翌年度（以下「基準翌年度」という。）から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*2}を合算した水準をいう。

a ア i の場合又は私立高等学校等経常費助成費補助金（以下「私学助成」という。）を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

b ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{*3}。

b-1 加算前年度に加算 I の賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算 I の賃金改善要件分の適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26年度以前に運営を開始した保育所にあつては、平成24年度。）。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度に加算 I の単価の合計額」× {「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100} × 「見込平均利用子ども数」× 「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷ 「加算前年度における賃金の総額」× 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※3 b-1 の場合は、基準年度における加算 I の賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算 I 新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額^{*}（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

<算式>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」
×100} × 「見込平均利用子ども数」 × 「賃金改善実施期間の月数」

※ 施設・事業所間で特定加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（抛出）見込額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

ケ 「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める割合をいう。

a ア i の場合 賃金改善要件分に係る加算率について、加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合

※ 例えば、賃金改善要件分を加算当年度から加算前年度に比して1%引き上げる公定価格の改定が行われた場合は0.01、キャリアパス要件を新たに充足した場合は0.02、両事例に該当する場合はその合算値の0.03となる。

b ア ii の場合 適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率

コ 「見込平均利用子ども数」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。以下同じ。）の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

サ 特定の年度における「賃金水準」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。

したがって、例えば、基準年度から継続して勤務する職員に係る水準は、単に基準年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要がある。

(2) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、賃金見込総額が起点賃金水準を下回っていないこと。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月までをいう。

ウ 「賃金見込総額」とは、各職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度における第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善見込額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

オ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*1}を合算した水準^{*2・*3}（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の〈算式1〉により算定した額を合算して得た額から〈算式2〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

〈算式1〉

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」× {「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100} × 「見込平均利用子ども数」
× 「賃金改善実施期間の月数」

〈算式2〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※2 キャリアパス要件を満たさなくなる場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額^(注1)（法定福利費等の事業主負担分^(注2)を除く。）を控除すること。

※3 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（抛出）見込額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額^(注3)を加える（減じる）こと。

(注1) 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の〈算式1〉により算定した額を合算して得た額とする。

〈算式1〉

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」× {「減少する賃金改善要件分の加算率」×100}

(注2) 次の〈算式2〉により算定することを標準とする。

〈算式2〉

「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額」

(注3) 次の〈算式3〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

〈算式3〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（抛出）見込額と基準年度の受入（抛出）実績額との差額」

カ 「見込平均利用子ども数」については(1)コに、特定の年度における「賃金水準」については(1)サに、それぞれ準じる。

(実績報告に係る要件)

加算当年度の翌年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式6「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア 加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、各職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、各職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分^{*}を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

カ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{*1}（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*2}を合算した水準をいう。

a (1)ア i の場合又は私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認めら

れる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

b (1)ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。） 次に掲げる場合に依り、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{※3}。

b-1 加算前年度に加算 I の賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算 I の賃金改善要件分の適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成 26 年度以前に運営を開始した保育所にあつては、平成 24 年度。）。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の〈算式 1〉により算定した額から〈算式 2〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

〈算式 1〉

「加算当年度に加算 I の加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」
÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

〈算式 2〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※3 b-1 の場合は、基準年度における加算 I の賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。

キ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算 I 新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があつた場合には、当該増額改定における加算 I の単価増に伴う増加額を、減額改定があつた場合には、当該減額改定における加算 I の単価減に伴う減少額を反映させた額。）として次の〈算式〉により算定した額[※]（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

〈算式〉

「加算当年度に加算 I の加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「加算 I 新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

※ 施設・事業所間で特定加算実績額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（抛出）実績額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

(4) 加算 I 新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、支払賃金総額が起点賃金水準を下回っていないこと。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

イ 「支払賃金総額」とは、各職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*1・*2}を合算した水準^{*3・*4}（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の<算式1>により算定した額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」
÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※2 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

※3 キャリアパス要件を満たさなくなった場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算実績額^(注1)（法定福利費等の事業主負担分^(注2)を除く。）を控除すること。

※4 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、

受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額^{（注3）}を加える（減じる）こと。

（注1） 次の＜算式1＞により算定した額とする。

＜算式1＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「減少した賃金改善要件分の加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

（注2） 次の＜算式2＞により算定することを標準とする。

＜算式2＞

「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算実績額」

（注3） 次の＜算式3＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

＜算式3＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（拠出）実績額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」

3 キャリアパス要件

当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は加算Ⅱの適用を受けていること。

(1) 次に掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

(2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。

ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。

イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

第5 加算Ⅱの要件

1 加算Ⅱ算定対象人数の算定

(1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所

加算Ⅱ－①の「人数A」又は加算Ⅱ－②の「人数B」（告示別表第2特定加算部分及び別表第3特定加算部分。以下「加算Ⅱ算定対象人数」という。）は、次の<算式>により算定すること（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。

<算式>

$$\text{「人数A」} = \text{「基礎職員数」}^{(注)} \times 1 / 3$$

$$\text{「人数B」} = \text{「基礎職員数」}^{(注)} \times 1 / 5$$

(注) 「基礎職員数」とは、別表の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される基礎職員数（1人未満の端数は四捨五入）をいう。

別表の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」（第4の2(1)コを参照。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。

(2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所

加算Ⅱ－①又は加算Ⅱ－②のいずれの適用を受けるかを選択する（「人数A」又は「人数B」のいずれかを「1」とし、他方を「0」とする）こと。

2 加算要件

(加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

(1) 加算Ⅱ新規事由がある場合

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額*を下回っていないこと。

i 加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算Ⅱ－①若しくは加算Ⅱ－②の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定*により加算前年度に比して増加する場合（当該単価又は当該人数の増加のない施設・事業所において、当該単価又は当該人数の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）

ii 新たに加算Ⅱの適用を受けようとする場合

※ 賃金改善に係る算定額（コにおいて原則として示す額）の増額改定による単価の増加及び1(1)の<算式>において基礎職員数に乗じる割合の増額改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加に限り、法定福利費等の事業主負担分の算定額のみ増額及び基礎職員数の変動に伴う加算Ⅱ算定対象人数の増加を除く。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、以下の①から③までの職員に係る「賃金改善見

込額」を合算して得た額をいう。

- ① ケ i に定める副主任保育士等
- ② ケ ii に定める職務分野別リーダー等
- ③ ケ（注1）に定める園長以外の管理職（ケ（注1）に基づき賃金の改善を行う職員に限る。）

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、エ①から③までの職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間におけるエ①から③までの職員に係る見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準がエ①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。

キ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{*1}（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*2}を合算した水準をいう。

- a ア i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。
- b ア ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{*3}。
 - b-1 加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅱの適用を受けた直近の年度。
 - b-2 加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決

まって毎月支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※3 b-1の場合は、基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除すること。

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額^{*}をいう。

＜ア i の場合＞

a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額

＜算式＞

加算Ⅱ-① {「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」－「基準年度の単価」×「基準年度的人数A」} ×「賃金改善実施期間の月数」
（千円未満の端数は切り捨て）

加算Ⅱ-② {「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」－「基準年度の単価」×「基準年度的人数B」} ×「賃金改善実施期間の月数」
（同）

b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる＜算式＞により算定した額

＜算式＞

{「加算当年度の単価」－「基準年度の単価」} ×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

＜ア ii の場合＞

a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額

＜算式＞

加算Ⅱ-① 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

加算Ⅱ-② 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」（同）

b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる＜算式＞により算定した額

＜算式＞

「加算当年度の単価」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設・事業所間で特定加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（抛出）見込額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

ケ 次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養

士、事務職員等を含む。) に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。

i 加算Ⅱ－① 次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）^(注1)

a 副主任保育士若しくは専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること^(注2)。

b 概ね7年以上の経験年数^(注3)を有するとともに、別に定める研修を修了していること^(注4)。

ii 加算Ⅱ－② 次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）^(注5)

a 職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること^(注2)。

b 概ね3年以上の経験年数^(注3)を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること^(注4)。

(注1) 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。

また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。

(注2) 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあつては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。

(注3) 職員の経験年数の算定については、第4の1に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替える。

(注4) 研修に係る要件の適用時期については、別に定める。

(注5) 要件を満たす者が人数B以上（家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあつては、1人以上）いること。

コ 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。

- i 副主任保育士等 原則として月額4万円^(注1)。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で^(注2)、それ以外の副主任保育士等^(注3)について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。
- ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円^(注1)。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額^(注4)とすることができる。

(注1) 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度において残額が生じた場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。

(注2) 「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても同じ。

(注3) ケ(注1)により園長以外の管理職に対して加算Ⅱ-①による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む。

(注4) iのただし書による副主任保育士等（園長以外の管理職は含まない。）に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする。

(2) 加算Ⅱ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- i (1)エ①から③までの職員に係る賃金見込総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。
- ii 加算当年度における(1)エ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月までをいう。

ウ 「賃金見込総額」とは、(1)エ①から③までの職員に係る「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

オ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*1}を合算した水準^{*2}（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法

定福利費等の事業主負担分を除く。)による賃金の改善(賃金改善実施期間におけるものに限る。)のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、毎月決まって支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入(抛出)見込額が基準年度の受入(抛出)実績額を上回る(下回る)ときはその差額^(注)を加える(減じる)こと。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入(抛出)見込額(と基準年度の受入(抛出)実績額との差額)」

カ 加算の区分に応じた賃金改善の対象者等については(1)ケに、個別の職員に対する賃金の改善額については(1)コに、それぞれ準じる。

(実績報告に係る要件)

加算当年度の翌年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式8「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算Ⅱ新規事由がある場合

ア 加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金(法定福利費等の事業主負担分を含む。)として支払うこと。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額(千円未満の端数は切り捨て)をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、以下の①から③までの職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

① 副主任保育士等

② 職務分野別リーダー等

③ 園長以外の管理職(2(1)ケ(注1)に基づき賃金の改善を行った職員に限る。)

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、ウ①から③までの職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間におけるウ①から③までの職員に係る支払賃金(役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該

年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。)のうち、その水準がウ①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。

カ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{※1}（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{※2}を合算した水準をいう。

ア i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

ア ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準^{※3}。

1 加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅱの適用を受けた直近の年度。

2 加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※3 1 の場合は、基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除すること。

キ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅱの単価増に伴う増加額を含む。）をいい、(1)クの<算式>において、実際に適用を受けた加算Ⅱ算定対象人数により算定した額[※]をいう。

※ 施設・事業所間で特定加算実績額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（抛出）実績額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

(4) 加算Ⅱ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は(3)ウ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月

支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

i (3)ウ①から③までの職員に係る支払賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。

ii 加算当年度における(3)ウ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。

イ 「支払賃金総額」とは、(3)ウ①から③までの職員に係る「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分^{*1}を合算した水準^{*2}（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（抛出）実績額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額^(注)を加える（減じる）こと。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（抛出）実績額と基準年度の受入（抛出）実績額との差額」

第6 加算Ⅲの要件

1 平均年齢別利用子ども数

加算Ⅲの「平均年齢別利用子ども数」（告示別表第2特定加算部分及び別表第3特定加算部分）は、加算当年度の賃金改善実施期間における各月初日の年齢区分別の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数（1人未満の端数は四捨五入）とすること。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※ 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（以下「臨時特例事業」という。）を実施した施設等にあつては、臨時特例事業における補助基準額の算定に用いた「令和3年度年齢別平均利用児童数」とすること。

2 加算要件

（加算認定に係る要件）

(1) 次の要件を満たす別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

また、一般市町村が管轄する施設・事業所であつて、加算Ⅱの申請を行うものは、別紙様式9の添付資料として、別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」の写しを添付すること。

※ 臨時特例事業を実施した施設・事業所にあつては、令和4年度において別紙様式9を提出することは不要とする。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。

i 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。以下2において同じ。）に係る賃金改善等見込総額が加算見込額を下回っていないこと。

ii 加算Ⅲによる賃金改善額（賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、各職員について「賃金改善見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、各職員について「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度

における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込み額及び加算前年度に係る加算残額の支払いを除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「起点賃金水準」とは、加算前年度の賃金水準^{*1}・^{*2}に、加算当年度の公定価格における人件費の改定分^{*3}を合算した水準をいう。

※1 臨時特例事業を実施した施設等については、令和4年1月時点の賃金水準とする。

※2 加算前年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※3 「加算当年度の公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の〈算式1〉により算定した額を合算して得た額から〈算式2〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

〈算式1〉

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

〈算式2〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の公定価格における人件費の改定分」

(実績報告に係る要件)

(2) 加算当年度の翌年度速やかに、次の要件を満たす別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出すること。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、臨時特例事業を実施した施設等にあつては、令和4年10月以降の賃金水準が、令和4年9月までの賃金水準を下回っていないこと。

賃金改善等実績総額が加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を加算翌年度に速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

i 職員に係る賃金改善等実績総額が加算額を下回っていないこと。

ii 加算Ⅲによる賃金改善額（賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、各職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、各職員について「賃金改善実績額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込み額及び加算前年度に係る加算残額の支払いを除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分^{*}を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

カ 「起点賃金水準」とは、前年度の賃金水準^{*1}・^{*2}に、加算当年度の公定価格における人件費の改定分^{*3}を合算した水準をいう。

※1 臨時特例事業を実施した施設等については、令和4年1月時点の賃金水準とする。

※2 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。

※3 「加算当年度の公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「加算当年度の人件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

第7 加算の認定、算定、実績の報告等

1 加算の認定

加算Ⅰの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式1「加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」を徴し、加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する設置者・事業者（加算Ⅱの適用を申請する設置者・事業者を除く。）については、別紙様式2「キャリアパス要件届出書（処遇改善等加算Ⅰ）」も徴し^{（注1）}、加算の適用の可否及び適用する加算率の値を決定すること。

また、都道府県知事は、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅰ及び加算Ⅲの両方について適用の申請を行っているものに対しては、別紙様式5の添付資料として加算Ⅲの適用の申請に係る書類（別紙様式9）の写しの提出を求めること。

（注1） キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者・事業者が過年度に別紙様式2を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

加算Ⅱの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式3「加算Ⅱ算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」を徴し、基礎職員数・見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式3に添付させること。

加算Ⅲの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式4「平均年齢別子ども数認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）」を徴し、見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式4に添付させること。^{（注2）}

（注2） 臨時特例事業を実施した施設等にあつては、令和4年度において別紙様式4及び見込平均利用子ども数の算出方法書の提出は不要であること。

また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲの認定をするに当たっては、上記に加え、設置者・事業者から別紙様式5「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」、別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」^{（注3）}及び別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を徴するとともに、職員ごとの賃金水準や賃金改善等見込額を示す明細書（別紙様式5別添1、別紙様式7別添1及び別紙様式9別添1）を添付させること。その際、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要があると認める場合には、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること。

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整しようとする場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の見込みに係る内訳表（別紙様式5別添2、別紙様式7別添2及び別紙様式9別添2）を添付させること。

同一の市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請させるなど事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。

（注3） 加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する施設・事業所の設置者・事業者につ

いては、見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式5に添付させること（加算Ⅱの適用を受ける施設・事業所について、別紙様式3に添付した場合を除く。）。

2 加算の算定

加算Ⅰの加算額は、加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定すること。

加算Ⅱの加算額は、原則として、加算当年度を通じて同じ加算Ⅱ算定対象人数及び加算Ⅱの種類を適用すること。

加算Ⅲの加算額は、原則として、加算当年度を通じて同じ平均年齢別利用子ども数により算定すること。

また、市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者にすみやかに通知すること。

この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増加額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについても要請すること。

また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費をやむを得ず引き下げの場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（第4の2(3)オ※又は(4)エ※2に示す<算式2>により算出される減額改定分）を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。

3 実績の報告等

市町村の長は、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲの適用を受けた施設・事業所の設置者・事業者から、加算当年度の翌年度速やかに、別紙様式6「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」、別紙様式8「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」及び別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を提出させること。加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、別紙様式6、別紙様式8及び別紙様式10においてそれに伴う対応^(注)を反映させること。

(注) 加算Ⅰについては第4の2(3)イからキまで又は(4)イからエまでを、加算Ⅱについては第5の2(3)イからキまで又は(4)イからエまでを、加算Ⅲについては第6の2(2)イからカを参照。

加えて、職員ごとの賃金水準や賃金改善等実績額を示す明細書（別紙様式6別添1、別紙様式8別添1及び別紙様式10別添1）を添付させ、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要と認める場合には、理由を徴するとともに、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること。

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整した場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の実績に係る内訳表（別紙

様式6別添2、別紙様式8別添2又は別紙様式10別添2)を添付させること。

また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲの適用を受けた施設・事業所は、賃金の改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

第8 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により処遇改善等加算の適用を受けた場合には、支給された加算額の全部又は一部に関し、一般市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が一般市町村の長に対し返還措置を講じるよう求め、指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市等の長が設置者・事業者に対し返還を命じることとする。

別表（第5の1関係） 加算Ⅱ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	<p>以下の a～j の合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 0.4、定員 36～300 人の場合は 1.4 を加え、k・1 の合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>b 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>c チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</p> <p>d 通園送迎加算を受けている場合 定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5</p> <p>e 給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合 定員 150 人以下の場合は 2、151 人以上の場合は 3</p> <p>f 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>g 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>j 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.5</p> <p>k 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>l 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要教員数－配置教員数）</p>
保育所	<p>以下の a～g の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41～90 人の場合は 2.5、定員 91～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※ 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p> <p>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</p> <p>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p> <p>g 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p>
認定こども	<p>以下の a～n の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は</p>

園	<p>2.2 を加え、o～q の合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>※2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{\text{満 3 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{\text{満 3 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>b 休けい保育教諭 2・3 号定員 90 人以下の場合は 1、91 人以上の場合は 0.8</p> <p>c 調理員 2・3 号定員 40 人以下の場合は 1、41～150 人の場合は 2、151 人以上の場合は 3</p> <p>d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>f 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5</p> <p>i 給食実加算 (自園調理に限る。) を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は 2、151 人以上の場合は 3</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 栄養管理加算 (A: 配置) を受けている場合 0.6</p> <p>o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数 (必要代替保育教諭等数 - 配置代替保育教諭等数)</p> <p>q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要保育教諭等数 - 配置保育教諭等数)</p>
小規模保育事業 (A 型又は B 型) 及び事業所内保育事業 (定員 (小規模保育事	<p>以下の a～d の合計に 1.3 を加え、e を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1$ (小数点第 1 位四捨五入)</p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 $\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{\text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1$ (小</p>

業A型又はB型の基準が適用されるもの)	<p>点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
小規模保育事業（C型）	<p>以下のa～cの合計に1.6を加え、dを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の割合により算出する数 利用子ども3人（家庭的保育補助者を配置する場合は5人）につき1人（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 {利用子ども数（障害児を除く）×1/5（小数点第2位以下切り捨て）} + {障害児数×1/2（同）}（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業（20人以上）	<p>以下のa～dの合計に、定員40人以下の場合は1.5、41人～90人の場合は2.5を加え、eを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算定する数 {1, 2歳児数×1/6（小数点第2位以下切り捨て）} + {0歳児数×1/3（同）}（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 {1, 2歳児数（障害児を除く）×1/6（小数点第2位以下切り捨て）} + {0歳児数（同）×1/3（同）} + {障害児数×1/2（同）}（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員40人以下の場合は1、41人以上の場合は2</p>